

# 高崎経済大学学則

平成 23 年度

規程第 1 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
  - 第 2 章 学年、学期及び休業日（第 5 条－第 7 条）
  - 第 3 章 修業年限及び在学年限（第 8 条－第 10 条）
  - 第 4 章 入学（第 11 条－第 21 条）
  - 第 5 章 教育課程及び履修方法等（第 22 条－第 33 条）
  - 第 6 章 休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍（第 34 条－第 40 条の 2）
  - 第 7 章 卒業及び学位授与（第 41 条・第 42 条）
  - 第 8 章 教育職員免許その他の資格等（第 43 条－第 45 条）
  - 第 9 章 賞罰（第 46 条・第 47 条）
  - 第 10 章 厚生及び保健施設（第 48 条）
  - 第 11 章 特別聴講学生、交換留学生、科目等履修生、研究生、研修生、聴講生及び外国人留学生（第 49 条－第 56 条）
  - 第 12 章 入学検定料、入学料及び授業料（第 57 条）
  - 第 13 章 公開講座（第 58 条）
  - 第 14 章 雜則（第 59 条・第 60 条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### (大学の目的)

第 1 条 高崎経済大学（以下「本学」という。）は、学術研究の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、真理と平和を希求する人間の育成を図り、学理とその応用を攻究し、国の内外と地域の向上発展に貢献することを目的とする。

#### (学部・学科等)

第 2 条 学部、学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	2年次編 入学定員	3年次編 入学定員	収容定員		総計
					学科別	計	
経済学部	経済学科	200人			800人	1,920人	3,680人
	経営学科	200人			800人		
	国際学科	80人			320人		
地域政策学部	地域政策学科	150人	7人	4人	629人	1,760人	
	地域づくり学科	150人	7人	3人	627人		
	観光政策学科	120人	6人	3人	504人		

(経済学部の目的等)

第3条 経済学部は、商都高崎の伝統を踏まえて、実学の精神で学生を教育する。広い教養と基礎的学力を養い、教員の高水準の研究成果を適切に伝えることにより、経済学・経営学全般に通じ、国際・国内・地域の諸分野で自力を持って活動しうる人材を育成することを目的とする。

2 経済学部の目的を達成するための各学科の教育目的は次のとおりとする。

(1) 経済学科の教育目的は、理論・歴史・現状分析・政策等及び経済学の諸分野に関する専門的知識を系統的に習得するとともに、将来の高度職業人として必須な実践的応用力を培い、内外の経済社会において第一線で活動できる人材を育成することとする。

(2) 経営学科の教育目的は、経営学、マーケティング、会計学、情報処理、法律等のビジネスに必要な広範囲の知識を有し、さらに特定の分野を深く研鑽した上で、これらの知識を基盤に、様々な組織において自律的に問題解決を行える人材を育成することとする。

(3) 国際学科の教育目的は、経済学及び経営学を基礎として、国際経済及び国際経営に関する専門的知識を習得するとともに、語学力に支えられたコミュニケーション力、異文化に対する理解力を培い、国内外のグローバル化する経済・経営の分野で活躍できる人材を育成することとする。

(地域政策学部の目的等)

第4条 地域政策学部は、その研究・教育・地域貢献を通じて、多面的に地域を考え、かつ、内発的な地域づくりに参画し、地方分権時代を担う官民諸分野の人材を育成

することを目的とする。

2 地域政策学部の目的を達成するための各学科の教育目的は次のとおりとする。

- (1) 地域政策学科の教育目的は、国内外の地方分権や地域政策に関する高い専門知識と政策立案能力を有し、都市と農村等の地域振興を中心的に担う人材を育成することとする。
- (2) 地域づくり学科の教育目的は、国内外の地方分権や地域づくりに関する高い専門知識を有し、地域社会における文化を活用することにより、住民参加に基づく地域づくりに寄与する人材を育成することとする。
- (3) 観光政策学科の教育目的は、国内外の観光に関する高い専門知識を有し、地域社会における観光資源を活用することにより、地域開発及び観光経営を中心的に担う企画・立案能力に優れた人材を育成することとする。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず、前期及び後期の授業日数を調整する必要があるとき、教育研究審議会の議を経て前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学の開学記念日 6月25日
- (4) 春季休業 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業 8月13日から9月30日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要と認めるときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 修業年限及び在学年限

#### (修業年限)

第8条 修業年限は、4年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第9条 本学の学生以外の者が、第51条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を修得したと認められるときは、第33条の規定により入学後に修得したとみなすことのできる当該単位数その他の事項を勘案して、学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

#### (在学年限)

第10条 在学年限は、8年を超えることができない。

2 第17条から第19条までの規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

### 第4章 入学

#### (入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

#### (入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学省が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の規定による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学長が、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの  
(出願手続)

第13条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期間内に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第14条 入学を志願する者については、選考を行う。

- 2 前項の選考は、別に定める入学者選抜試験により行う。
- 3 学長は、別に定めるところにより、選考に係る情報の公開及び前項に規定する入学者選抜試験に係る情報の開示を行うものとする。

(入学手続)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、身元保証書及び個人情報に関する確認書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料その他必要な費用を納付しなければならない。

(入学許可)

第16条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第17条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、学長が別に定める要件を満たす者で、本学に編入学を志願する者があるとき、選考のうえ、教授会の意見を聴き相当する年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(6) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育期間を含む。）を修了した者  
(転入学)

第18条 学長は、他の大学に在学中の者であり、かつ、学長が別に定める要件を満たす者が、本学に転入学を志願するとき、選考のうえ、教授会の意見を聴き、入学を許可することができる。

(再入学)

第19条 学長は、第39条の規定により、退学した者が再入学を願い出たとき、別に定めるところにより、教授会の意見を聴き、入学を許可することができる。

(転学部)

第20条 学長は、学内の転学部を願い出る者があるとき、選考のうえ、教授会の意見を聴き許可することができる。

(学生又は保証人)

第21条 学生又は保証人がその氏名又は居所若しくは本籍を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

2 保証人が死亡したときは、直ちに新たな保証人を定めて届け出なければならない。

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第22条 学長は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目)

第23条 授業科目は、その内容により教養教育科目及び専門教育科目に分ける。

2 開設する授業科目、単位の認定手続並びにその履修方法は、学部規程の定めるところによる。

(授業の方法)

第23条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場

合についても、同様とする。

4 第2項及び前項により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程で定める時間の講義及び演習をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(必要単位)

第26条 卒業に必要な単位は、学長が別に定める。

(単位の授与)

第27条 学長は、授業科目を履修し、その試験に合格した者に、所定の単位を与える。ただし、実験、実習及び体育の実技等は学修の成果を評価して行うことができる。

(試験の方法)

第28条 試験は、筆答（報告を含む。）又は口頭により行う。

(成績の評価)

第29条 成績の評価は、秀（90点～100点）、優（80点～89点）、良（70点～79点）、可（60点～69点）及び不可（59点以下）の5種とし、秀、優、良又は可をもって合格とする。

(他学部における授業科目の履修等)

第30条 学長は、教育上有益と認めるとき、学生が他学部において開設する授業科目を履修し、又は聴講することを許可することができる。

2 前項の規定による他学部において開設する授業科目の履修及び単位の修得等に關し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第31条 学長は、教育上有益と認めるとき、他の大学又は短期大学との協議に基づ

き、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位には、学長が教授会の意見を聴き、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第32条 学長は、教育上有益と認めるとき、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成3年文部省告示第68号）に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴き、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 学長は、教育上有益と認めるとき、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修において修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるとき、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴き、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は単位を与えることのできる単位数は、編入学の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、第31条第2項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第6章 休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第34条 疾病その他特別の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、診断書その他必要な書類を添えた休学届を提出し、休学することができる。

- 2 疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第35条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第10条に定める在学年限に算入しない。ただし、前条第2項の規定による休学については、算入することができる。

(復学)

第36条 休学期間の満了により復学するときは、別に定める手続きにより届出をしなければならない。

2 休学期間にその理由が消滅した場合は、別に定める手続きにより復学することができる。

(転学)

第37条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、別に定める手続きにより届出をしなければならない。

(留学)

第38条 外国の大大学等で学修することを志願する者（交換留学に関する協定に基づき派遣する者を含む。）は、別に定める手続きにより届出をしなければならない。

2 前項により届け出た期間は、第8条に規定する修業年限に算入することができる。

3 第31条第2項の規定は、外国の大大学等に留学する場合に準用する。

(退学)

第39条 疾病その他やむを得ない事情によって退学しようとする者は、別に定める手続きにより届出をしなければならない。

(除籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、別に定める手続きにより学長が除籍する。

(1) 第10条に定める在学期間を超えた者

(2) 第35条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(4) 授業料を所定の期日までに納入しない者

(5) 入学料の減免又は徴収猶予の申請者のうち、所定の期日までに納入しないもの

(復籍)

第40条の2 学長は、前条第4号の規定により、除籍された者が復籍を願い出たとき、教授会の意見を聴き、復籍を許可することができる。

## 第7章 卒業及び学位授与

### (卒業)

第41条 本学に4年以上在学し所定の授業科目を履修し、学部において定める単位を取得した者は、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

### (学位授与)

第42条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に、次の学士の学位を授与する。

経済学部 学士（経済学）

地域政策学部 学士（地域政策学）

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 教育職員免許その他の資格等

### (教育職員免許状)

第43条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 教職科目及び単位数は、学部規程の定めるところによる。

3 本学で所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	教育職員免許状の種類	免許教科
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
			公民
	経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業
地域政策学部	地域政策学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
	地域づくり学科	高等学校教諭一種免許状	公民
	観光政策学科	高等学校教諭一種免許状	地理歴史

### (学芸員資格)

第44条 学芸員の資格を取得しようとする者は、地域政策学部において博物館法（昭

和26年法律第285号)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 必要な科目及び単位数は、学部規程の定めるところによる。

(社会教育主事資格)

第45条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の4第3号により社会教育主事資格を取得しようとする者は、地域政策学部において社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 必要な科目及び単位数は、学部規程の定めるところによる。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第46条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、別に定めるところにより表彰することができる。

(懲戒)

第47条 本学の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、別に定めるところにより学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 第2項の停学について、3月以上の停学期間は、第10条に規定する在学期間に算入し、第41条に規定する卒業要件の期間に算入しない。

## 第10章 厚生及び保健施設

(施設)

第48条 本学は、学生及び職員についての厚生及び保健のために必要な施設を置く。

## 第11章 特別聴講学生、交換留学生、科目等履修生、研究生、研修生、聴講生 及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第49条 学長は、他の大学（外国の大学を含む。）との協定に基づき、本学の授業科目を履修することを志願する者（交換留学生を除く。）があるとき、教授会の意見を聴き、特別聽講学生として入学を許可し、単位を与えることができる。

（交換留学生）

第50条 学長は、外国の大学との交換留学に関する協定に基づき、学生を受け入れるとき、教授会の意見を聴き、交換留学生として入学を許可し、単位を与えることができる。

（科目等履修生）

第51条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるとき、教授会の意見を聴き、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

（研究生）

第52条 学長は、本学において、特定の事項を研究することを志願する者があるとき及び官公庁又はその他の団体から委託された者があるとき、教授会の意見を聴き、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができます。

（研修生）

第53条 学長は、学校教育法第1条に規定する学校の教員又は官公庁その他の団体の職員が、当該団体からの派遣により本学において研修を願い出たとき及び官公庁又は団体から学生を委託されたとき、教授会の意見を聴き、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研修生として入学を許可することができます。

（聴講生）

第54条 学長は、本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるとき、教授会の意見を聴き、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

（外国人留学生）

第55条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者について、教授会の意見を聴き、外国人留学生として選考のうえ、入学を許可することができる。

（その他）

第56条 特別聽講学生、交換留学生、科目等履修生、研究生、研修生、聴講生及び

外国人留学生に関するその他必要な事項については、別に定める。

## 第12章 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料、入学料及び授業料)

第57条 入学検定料、入学料、授業料その他費用徴収については、別に定める。

## 第13章 公開講座

(公開講座)

第58条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項については、別に定める。

## 第14章 雜則

(委任)

第59条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第60条 この規則の改廃は、教育研究審議会及び経営審議会に諮り、理事会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に廃止前の高崎経済大学学則（平成6年高崎市規則第49号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 附 則（平成23年10月12日第118号）

この改正は、平成23年12月1日から施行する。

## 附 則（平成24年12月12日第22号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則（平成27年3月11日第95号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日第15号）

この改正は、平成27年12月18日から施行する。

附 則（平成28年6月22日第4号）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は、平成29年度の入学生から適用し、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月8日第25号）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の第43条第3項の規定は、平成29年度の入学生から適用し、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月13日第6号）

この改正は、平成29年12月13日から施行する。

附 則（平成29年12月13日第8号）

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 地域政策学部の編入学定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成31年度入学者まで、なお従前の例による。
- 3 平成32年4月1日から平成34年3月31日までの地域政策学部地域政策学科、地域づくり学科及び観光政策学科の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	平成32年度の収容定員		平成33年度の収容定員	
地域政策学部	地域政策学科	626人	1,755人	625人	1,750人
	地域づくり学科	627人		624人	
	観光政策学科	502人		501人	

附 則（令和2年5月27日第2号）

この改正は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月16日第39号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日第47号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月12日第18号）

この改正は、令和7年4月1日から施行する。